

※「管内の教育」は島根県教育庁 出雲教育事務所ウェブサイトにてカラーで掲載されています。

## 所報 第91号

- 1 市町村立学校教育職員人事異動について
- 2 市町派遣指導主事からの報告
- 3 生徒指導
- 4 特別支援教育
- 5 総務課

# 管内の教育

出雲教育事務所 令和6年11月



## 「令和6年度末教職員人事異動について」

調整監 梅木 喜嗣

11月に入り、人事異動に係る業務が本格的に始まりました。教職員の人事異動の目的は、学校の教育活動を一層清新活発にし、本県教育の進展に資することにあります。出雲教育事務所としても、令和7年度島根県市町村立学校教育職員人事異動方針細則及び令和7年度市町村立学校事務職員人事異動方針細則（以下あわせて「人事異動方針細則」という。）に基づき、以下の3点を基本方針として、広域の視野に立ち、管内の学校教育の活性化をめざします。

### 1 各市町の教育構想並びに各校の学校経営構想を尊重した広域人事の実施

- 各市町の人事配置構想の尊重（広域転補の実施）
- 各校の人事配置計画の重視
- 隣接市町間の人事交流の促進

管内市町においては、それぞれの教育構想に基づき特色ある教育活動が展開されています。今後も管内教育の一層の充実に資するため、人事異動においても、人事異動方針細則に則り、積極的に人事交流の広域化を図るなど、各市町の教育構想を尊重した学校教育の活性化をめざしたいと考えます。

年度当初、校長先生方には、自校の学校経営構想を提示していただきました。人事異動の実施にあたっては、学校の中長期的な展望に立った人事配置計画のもと、学校の教育目標の具現化に寄与するよう、適材適所の人員配置となるように進めていく考えです。

また、広域人事の実施は教育の機会均等と教育水準の維持・向上のために不可欠です。新規採用教職員の効果的な配置も含め、教育活動の刷新充実のうえからも積極的に進めたいと考えます。

### 2 人事異動細則の遵守

- 永年勤続の解消（教職員の資質向上、学校の活性化）
- 他地域勤務、へき地勤務の完全実施（へき地とへき地外との人事交流の促進）
- 細則解消状況の点検・確認

今年度、教育職員人事異動細則の大きな変更点はありません。全ての教職員において、人事異動細則の趣旨・具体的な内容等について、全教職員に周知徹底を図るとともに、今年度末の異動や今後の赴任計画について検討する際に丁寧に確認してください。

一人一人の細則解消状況等、異動調査書の記入の際に、昨年度の調査書をもとに、今一度点検・確認をしてください。その際、以下の点に留意ください。

- ① 勤務年数を考えて、計画的に異動を行うこと（永

年勤続の解消）

- ② 他地域勤務は概ね45歳まで、へき地勤務は概ね55歳までに行うこと、学校事務職員は出身外ブロック等勤務を概ね40歳までに2回以上、概ね41歳から60歳までに1回以上行うこと
- ③ 片道1時間程度は通勤可能範囲とする
- ④ 他地域勤務終了者の受け入れ優先・へき地勤務終了者の異動優先

### 3 個々の赴任計画の尊重

- 方針細則を踏まえた赴任計画の立案及び実施
- 自らの職能成長を図る多様な勤務経験の積み上げ
- 個々の事情及び希望の考慮

人事異動は、個々の教職員としてのあり方、生き方にも関わる事柄であり、多様な勤務経験の積み上げは、資質・能力の向上と密接に関連しています。中長期的な見通しをもち自らの職能成長を促す適切な赴任計画を立てることが望まれます。管理職には、教職員を育てるという観点から、個々のライフステージに応じた的確な指導と助言をお願いします。

また、本人の健康状態や家族の状況等、特別な事情については、可能な限りの配慮をしていきたいと考えています。

最後に、県教育委員会では、人事異動方針細則の周知のために「【印刷用】パワーポイント資料」の配布並びに「【視聴用】オンデマンド動画」の配信（公開期間10/28～11/30）を行っています。対象となるすべての教職員が、人事異動方針細則を正しく理解できるように、資料により確実に確認してください。

（説明内容）

- ・ 人事異動方針の概要
- ・ 生活の本拠地について
- ・ 人事異動ルールについて
- ・ 定年引上げに伴う人事異動細則について
- ・ 異動調書について
- ・ 令和6年度及び令和7年度の変更点

また、今年度から、定年前再任用短時間及び暫定再任用（短時間勤務者を含む。）教職員においても異動調書を作成し提出することとしました。これは、現在勤務する教職員全体の次年度の勤務意向を確実に把握することや、勤務者の親族情報を正確に把握することなどにより、円滑かつ効率的な人事異動作業を行うためです。確認のうえ、作成及び提出をお願いします。

# 市町派遣指導主事からの報告

## 出雲市の学力向上に向けた取組について

出雲市派遣指導主事 河原 史博

出雲市では、単元等のまとまりを見通した資質・能力を確実に育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、各学校で組織的な授業改善の取組が進められるように、次のとおり重点を定め、各取組を行っています。

### (1) 重点

「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善の組織的な推進

### (2) 取組

#### 学力向上研修講座(+1講座)の開催

- マネジメント研修
- 教科研修
- 授業改善研修

#### 「めあてと振り返りを意識した授業スタンダード」の活用・充実

#### 「授業におけるPDCAフロー図」の活用

- 授業スタンダード(授業構想シート)の充実・浸透
- ゴールの姿を意識した授業づくり

#### 教育指導員による学力向上訪問の実施

- 授業改善及び学校経営全般に主眼を置いた学校訪問(年2回)
- 事前研究と研究協議の充実を図る学校訪問(年1回以上)

児童生徒の学力向上を目指し、学力向上推進の取組の拡充・充実を図るとともにICTを活用しながら、個別最適な学習と、協働的な学習の充実を図ってまいります。



#### 学力向上研修講座(R6.7.30)

「主体的・対話的で深い学び」を実現するための国語科における授業改善について  
講師:和歌山信愛大学教授 小林康宏 氏  
令和4年度から和歌山信愛大学の小林先生を招聘し、国語科研修会を開催しています。参加された先生方の授業力向上・授業改善に着実につながっています。

## 雲南市学力育成プロジェクト事業成果発表会

雲南市派遣指導主事 佐藤 文宣

令和6年9月6日(金)、雲南市内外から70名の参加者を得て、盛大に開催しました。成果発表会の前には、雲南市内の小・中学生を対象に、サイエンスナビゲーターの桜井進氏の講演会を開催し、数学の面白さ、深さ、実生活とのつながりなどを興味深くお話しいただきました。

発表会は、この3年間、全市を挙げて取り組んできた雲南市の取組と、研究校(大東中学校、大東小学校)が試行錯誤しながら真摯に実践研究に取り組まれた事柄について、市内外に発信する機会になりました。発表後のアンケートには、「子どもの有能さを信じて授業を仕組む」「全校体制で徹底して行う」「本物に触れることの効果」等、学力育成に係るキーワードが挙げられていました。以下、それらに関わって紹介します。

### ◆学習指導要領の主旨に即した授業づくり

「能力ベースの授業づくり」は、子どもの主体性を高め、教科の見方・考え方を育み、資質・能力を育成するうえで有効であり、学習指導要領の主旨を重視した授業づくりである。そのためには、子どもの有能さを信じて学習活動を仕組むこと、学習指導要領第二章を読み込むことが大切である。

### ◆本物に触れることの良さ

外部施設との連携や講師の活用を通して、本物に触れさせることは、児童生徒に学ぶ意義を考えさせることに繋がり、学習意欲は格段に高まる。

外部講師を活用する際、学習レベルを高めに設定することで、さらに意欲的に取り組む姿が見られた。

### ◆全教職員による徹底した取組

学びの土台である「学習集団づくり」や「雲南市の授業づくりのポイント」を意識した授業づくりは、全教職員が共通理解を図って、徹底して取り組むことで成果を上げることができる。



## 幼小連携・接続の推進に向けて ～「奥出雲町幼・小架け橋カリキュラム」の作成～

奥出雲町派遣指導主事 藤原 真実

「島根県幼児教育振興プログラム」(令和2年度～令和6年度)では、幼児教育で重点的に取り組むことのひとつとして「幼小連携・接続」が挙げられています。



そこで、今年度奥出雲町では、幼小連携・接続の推進に向けて、本町幼児教育アドバイザーを中心に「奥出雲町幼・小架け橋カリキュラム」の作成に取り組んでいます。6月には島根県教育庁教育指導課幼児教育推進室指導主事を講師に、町内全小学校管理職と保育所職員を対象とした幼小連携・接続の推進に係る研修を行いました。「互いの教育を知る」ことを目的に講義を行い、その後小学校区ごとにグループを編制し、「めざす子ども像、つけたい力」を考える演習を行いました。演習では、参加者同士が対話を通してピラミッドチャートに目指す子どもの姿とつけたい力を整理し可視化していくことで、カリキュラムの土台を確認しました。

それをもとに、小学校と保育所のスタッフで構成されたワーキングチームを中心に、保育所と小学校のそれぞれで学んでいる内容や方法を確認し、子どもの発達や成長の連続性を示す「奥出雲町幼・小架け橋カリキュラム」を協働的に作成しました。このカリキュラムは町内の保育所と小学校はもちろん、各家庭にも配布することとしています。幼児教育で育んだ学びの芽を、小学校での自覚的な学びにつなげていくために、「奥出雲町幼・小架け橋カリキュラム」を活用しながら、家庭・保育所・小学校が一体となって幼小連携・接続を推進していくことで奥出雲町の目指す子ども像の育成を図っていきたいと考えています。

## すべての子どもたちに学びの場を ～「めだかの教室」開設～ 飯南町派遣指導主事 郷原 秀文

全国的に不登校や不登校傾向の児童生徒が急増しているなか、飯南町でも同様の状況が見られ、学校以外での学びの場の必要性が高まっています。これに対応するため、飯南町では新たに「めだかの教室」を開設しました。この教室は、従来の中学生以上対象の「めだかの学校」を拡大し、小学生も含めた支援を行う新たな取組です。

「めだかの教室」は、平成24年度から保健福祉課が運営していた「めだかの学校」を継承し、今年度から教育委員会の管轄で運用を開始しました。これにより、支援対象を中学生だけでなく小学生にも拡大し、不登校や学校に馴染めない児童生徒の支援を強化しています。この取組は、単に学校復帰を目指すのではなく、個々の子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し、社会的な自立に向けた力を育むことを目的としています。教室利用までの流れは図に示すとおりです。

「めだかの教室」では、公認心理師を支援員として配置し、町営塾である飯南町学習支援館の講師が指導員を務めています。この支援員と指導員の体制のもと、児童生徒の在籍校と連携しながら、一人一人に合ったきめ細かな支援を行っています。児童生徒の不安を軽減し、物事に向かうための自信を育てることが、教室の中心的な目標です。

「めだかの教室」では、子どもたちの個々のペースを尊重し、それぞれの目指す方向に沿ったサポートを行います。支援員が子どもたちに伴走しながら、子どもたちが自らの歩む道を主体的に選び、進んでいくための環境づくりを目指しています。今年度4月の開所以来、複数の子どもたちがこの教室を利用しており、週2回(月曜・木曜)の開所日に、個々のニーズに応じた活動を実施しています。また、「めだかの教室」利用児童生徒の保護者が集う会を年3回開催し、支援に関する情報や悩み事などを共有する機会をもっています。単に学校復帰を目指すだけでなく、自らの進路を主体的に選択し、社会的自立を目指せるようにするための支援となるよう、学校や保護者との連携を強化しながら、地域全体で子どもたちの成長を支える体制を構築していきます。

今後学校以外にも安心して学べる場があるという選択肢を提供し、すべての子どもたちが自分のペースで安全・安心に過ごせる学校・地域づくりを進めていきたいと考えています。

### 「めだかの教室」利用までの流れ

#### 【学校の紹介から】

○学校から保護者に利用を紹介し、保護者の希望があったら所属校、教育委員会の支援会議にめだかの教室スタッフが参加。経過とめだかの教室を紹介する目的を確認。

#### 【保護者の希望から】

○保護者から利用の希望があったら所属校に連絡し、所属校と教育委員会の支援会議にめだかの教室スタッフが参加。経過とめだかの教室を紹介する目的を確認。

#### 【保護者とめだかスタッフの個別面談・施設見学】

○これまでの経過や保護者の思い、本人への希望を聞く  
○「めだかの教室」の意義や、保護者の希望を確認する  
○保護者ととも今後のプランを検討する

#### 【体験利用】

○一時間程度、本人と話したり活動したりするなど施設見学・体験を行う

#### 【利用申請】

○方法や頻度などを本人、保護者、所属校と相談し、決定する。

## 授業の中の生徒指導

生徒指導専任主事 糸原 進

昨年度、生徒指導研究大会での講演のために来県された、アンケート Q-U の開発者である早稲田大学の河村茂雄先生が、講演の冒頭、次のような話をされたことが強く印象に残っています。

「島根県は、とても穏やかな人たちがばかりで、温もりのある地域ですね。なのに、どうして子どもたちの学力は全国で40番台なのでしょうか。またどうしてこんなに不登校の数が多いのでしょうか。…よほど授業に魅力がないのでしょうかね。」

会場では笑いが起こったように記憶しています。…ただ、これを「ブラックジョーク」として聞き流していいのかと思いました。えてして「ブラックジョーク」は、実は問題の本質を捉えている(つまり「本音」である)ことが多いからです。

『改訂版生徒指導提要』が示している“これからの生徒指導の基本的な方向性”としては、①「すべての児童生徒の成長・発達を支える生徒指導の展開」、②「学習指導と生徒指導の一体化」、③「チーム学校による生徒指導体制の構築」の3つにまとめられます。このうち②を、先ほどの河村先生の言葉に結び付けてみます。

『学習指導要領解説総則編』でも、「生徒指導は学習指導と関連付けながら一層の充実を図っていくことが必要」とあります。つまり、生徒指導の実践上の視点である、①「自己存在感の感受(「自分が大事にされている」という感覚)」、②「共感的な人間関係の育成(「協力し合える関係」づくり)」、③「自己決定の場の提供(「自分の意思を表明できる」、すなわち「主体的・対話的で深い学び)」、そして④「安全・安心な風土の醸成(「温かい環境づくり)」の4つを授業の中で常に意識し、大切にすること(つまり「内在化」していること)が、生徒指導の目的である「自己指導能力」を育てていくことにほかならない、ということです。年齢や経験年数に関係なく、すべての教員が「授業改善」に取り組むことが必要なのだと思います。これが、生徒指導の基盤(「発達支持的生徒指導」となるものです。

今年度も「生徒指導に関する学校訪問」を行いました。さまざまな生徒指導上の課題に直面されながらも、また悩みながらも、その都度真摯に粘り強く対応されていることに深く敬意を表しているところです。多忙な毎日ではあると思いますが、やはり「根っこ」の部分で「授業で勝負する」ことを忘れてはならないと感じています。「学び続ける教員」であってほしいと思います。…おわりに、河村先生が講演の最後に話された言葉を紹介しておきます。

「子どもたちが憧れるような存在になってほしい。」「先生同士が仲の良い集団であることが大切です。」

## 『子ども側の視点を活かし、よき味方(相談者)になるということ』

特別支援教育支援専任教員 高木 潤

私たち教師は子どもへ「～ができるようになって欲しい」「～の力が身につくとよい」などの期待のまなざしを向けながら接していると思います。それでは逆に、子どもの方からは、どのような期待のまなざしを教師に向けられているのでしょうか。あえて視点を切り替え、子どもが求める教師の姿を考えてみることも大切だと考えます。

例えば、行動面で困っている子どもは、そもそも活発で何でもうまくやりたい、最後まで頑張りたいという願いをもっています。そんな彼らは、自分の行動と出来事・環境との関係を整理・調整したり、長所の活用や成功体験を積み上げることで自己理解を深めるためのサポートをしたりしてくれる教師を求めていると思います。

学習面で困っている子どもは、苦手意識を抱えつつ、勉強がわかるようになりたい、できるようになりたいという願いをもっています。そんな彼らは、理解や表現しやすい学習方法を用いてもととの力を発揮できるようにしたり、自分に合った学習スタイル(強みを活かした学習の攻略法)と一緒に探して活用したりしてくれる教師を求めていると思います。

それでは、社会的な活動場面・学校生活で困っている子どもや感覚情報に差がある子どもはどうか？ 繊細な子どもは？ など、様々な子どもの困っている姿を彼らの切なる願いや思いとして受け止め、それを教師として具現化しようと想像力を働かせることで新たな気づきやヒントが得られるかもしれません。

そして実際に目の前の子どもの声を聴いてみましょう。『自分の話を「最後まで」「うなづきながら」「頭ごなしに否定しないで」聞いてくれる』、これが「安心して何でも相談できる先生」の理想の姿だそうです。『自分の思いに寄り添い、未来の「自分」を見つける作業と一緒に手伝って欲しい』と、これまでにかかわった子どもが教えてくれました。子どもは自分に間違いがあれば、そのことを論してもらい、よりよいアドバイスのもとで新しい自分づくりを進めたいと思っています。安心感で包まれた子どもは、他者の声を聴き、そして自分の心の中で自分自身の声を聴くことで自己決定をし、実行機能を働かせて「なりたい自分」を見つけていくのではないのでしょうか。

これまでにたくさんの学校から相談依頼があり、目の前の子どもの姿をもとに、具体的な支援やより良い校内体制について、校内の先生方と一緒に考えてきました。今後も安心して何でも相談していただけるように丁寧に対応しますので、引き続きよろしくお願ひします。

# 年 末 調 整 に つ い て

今年も年末調整の時期が到来しました。年末調整は、所得税を正しく納めるために大切な手続きです。例年、年末調整後に申告誤りの疑いがあるとして税務署より指摘を受け、追徴課税等が生じる事例があります。今回はよくある申告誤りや、申告時の注意点についてご紹介します。また、こども未来戦略に基づく児童手当の抜本的拡充に伴う改正点について一部お知らせします。

## 申告誤り事例① 扶養親族の所得額が所得上限額を超えていた

扶養親族の所得の年額が48万円以下の場合、控除対象扶養親族として申告することができます。申告の際は、給与明細等を確認し、所得額が上限を超えていないかご確認ください。所得額の計算方法は、所得の種類（給与所得や年金所得など）によって異なるので注意が必要です。

## 申告誤り事例② 一人の扶養親族を、自分と配偶者の両方で申告していた

職員本人と配偶者が両方とも給与所得者の場合、それぞれの事業所で年末調整を行います。その際に、職員本人が子を扶養親族として申告しているにもかかわらず、配偶者の方でも同じ子を扶養親族として申告していたという控除誤り（重複適用）が多く見受けられます。

子や父母等を扶養親族として申告する際は、一人の扶養親族を重複して申告することがないように、家庭内でよく話し合っておきましょう。

## 児童手当改正について

趣旨：「こども未来戦略」に基づき、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化するため、令和6年10月分（12月支給分）より拡充されます。

改正点（一部抜粋）は下記のとおりです

	改正後（令和6年10月分から）		改正前（令和6年9月分まで）	
	第1・2子	第3子以降	第1・2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円	15,000円	15,000円
3歳～小学生	10,000円	30,000円	10,000円	15,000円
中学生	10,000円	30,000円	10,000円	10,000円
ア. 高校生年代（注1）	カウント対象	カウント対象	カウント対象	カウント対象
	10,000円	30,000円	0円	0円
イ. 大学生年代（注2）	第3子以降	第3子以降	第3子以降	第3子以降
	カウント対象	カウント対象	カウントなし	カウントなし
ウ. 所得制限	なし		あり（特例給付5,000円、一定所得以上の場合は支給対象外）	

注1：現在、児童手当を受給中で、カウント対象として高校生年代の子を届出済の場合、手続き不要

注2：第3子以降カウントのため、0～22歳年度末までの子が3人以上いる場合のみ手続きが必要